(犯行に至る経緯)

被告人は、昭和22年、岩手県岩手郡 a 村で出生し、地元の小中学校を経て、盛岡市内の工業高校を卒業後、神奈川県内で約3年間会社勤めをしたが、実兄が茨城県日立市内に自宅を新築したのをきっかけにそこを退職し、同市に移り住み、実母及び兄弟と同居するようになった。被告人は、手に職をつけて独立しようと考え、同市内の職業訓練所で約1年間自動車塗装等の職業訓練を受けた後、多様な経験を積むため、同市内や横浜市内、東京都内の自動車板金塗装工場等で約6年間稼働した後、昭和51年12月ころ、肩書住居地に工場と家を建てて、「甲板金塗装」の屋号で自動車板金塗装業を営むようになり、まじめに稼働していた。

ところで、被告人と同じ町内に住む漁師のAは、被告人に自動車の塗装修理を頼んだ際の印象やその仕事振りから、被告人がまじめで礼儀正しい人間であると感じ、昭和52年秋ころ、同人の妻Bの姪の乙子との縁談を持ちかけたところ、被告人は、これに応じて見合いをし、その後も数回会うなどするうち、自己が適齢期にあったことやお互いに好印象を持ったことから、同年11月、A夫婦の仲人で結婚式を挙げ、同年12月に乙子と婚姻した。

一方、A夫婦や乙子、その母の日間である丙会の会員としてその教養を信じ、これにのっとった生活をしていたところ、五子は、結婚後もその信仰なる時である子は、結婚後もその信仰なる。これにある。ところがそのがではないたものの、被告人が丙会員ではないことがその妨げに新るのではないかと危ぐしていたことがある。ところが、被告人に新会のではないから戻った直後から、数日おきに被告人方を訪れては、被告人に新会の旅行から戻った直後から、数日おきに被告人方を訪れては、被告人に新会の旅行から戻った直後から、数日おきに対した。ところが、被告人は、るが被告人方を訪れては、があるなどしなかったしてあるとしなかったを関いないながあるであるに対して、本が被告人方を苦いて、本のにはなったがあることを明ら、Aからとはしなかったが、Aも無理なくなったといて、3年夏ころには、Aが被告人方を訪れて、の話をすることを知り、良い気持にないることを可承した。

昭和58年ころ、被告人は、乙子に性交を拒まれたことや、同女がカンジタ膣炎に罹患したことなどから、同女が浮気をして性病を移されたものと思い込んでその旨問いただし、これを強く否定されても聞き入れなかったことから、夫婦仲は次第に悪化していった。その後の昭和61年ころ、被告人が己の悪口を言ったため、乙子が被告人に殴りかかろうとし、これに対して被告人が乙子の顔面を平手で殴打し

たことなどから、乙子が子供らを連れて実家に帰ったことがあり、昭和62年に入って、被告人が謝罪して再び同居するようになったものの、そのころから数年間、夫婦間での性交渉はなくなり、被告人は、乙子と離婚するしかないと考えるようになったが、子供のためを思い、長男が18歳になるまでは離婚せずに乙子らとの生活を続けることにした。

平成7年に、被告人は、背中の痛み等のために入院したことを機に板金の仕事を辞め、数か月間千葉県内の不動産会社で営業員をした後、警備会社で稼働しているが、同年秋ころ、知人から、乙子が、同女の勤務先のゴルフ場関係者を駅まで送るたと聞き、乙子がそのゴルフ場関係者と浮気をしているなどとして同女を責められるより、平成8年秋ころからは、乙子に対し、その頭髪を引っまり回したり、平の頂を殴打したり、足をけったりするなどの暴力を振るうようになった。平の第年3月に、被告人が、浮気していることを自状させようとして乙子に対し、その頭を多数回殴打するなどしたことから、これに耐えかねた同女が子供らを連れて高を多数回殴打するなどしたことから、これに耐えかねたが、同年5月には、被告人が、窓ガラスを割るなどして同女方に入り込み、乙子に暴力を振るうには、被告人が、窓ガラスを割るなどして同女方に入り込み、乙子に暴力を振っては、被告人が、被告人の実母らを交えて相談した結果、子供らは乙子が引き取って被告人と乙子は離婚することとなり、不本意ながら、被告人は、同年9月、調停により離婚した。

被告人は、離婚後、生活に張りがなくなり、警備会社の仕事を辞め、数百万円もあった預貯金を取り崩しながら、昼過ぎに起きてテレビを見たり、社交ダンスをしたり、禄夜にドライブをしたりするなどして無為に過ごすようになった。他方でで被告人は、子供らの様子が気になって、深夜、同人らが住むアパースのもまって、平成10年8月ころには、A方にらられるとと話したが、Aにもこれを断られれてららに、借金といても、でもなく断られたため、A方にらに、相金とに口込んでも、「お墓を買ったががない。」などと子供り、神氏といるようにながない。」などする子供と表してくれるよう頼んだが、Aにいるようにより、被告人と、前に大きないなったは、不本意な離婚を入り、変するとは、事告人を助れなけが員にある事実を告けないまま、これを隠して同女と結婚させ、独居のに、和方になる事実を告して、A夫婦にだまされたになり、被告人を政は、もないなる事実をとして、A夫婦にだまるようになり、被告人のは、ないの駐車場で他人とトラブルになったこと、警備会社の会の嫌がらせてあると確信になったとなどは、すべて内会の嫌がらせてあると確信したりするようになった。

道連れにA夫婦らを殺害して一矢報いようと決意した。帰宅後、被告人は、母親ら

にあて、迷惑をかけることを詫びる書き置きをし、乙子あてに、「恨みがどんな物か教えてやる特に逆恨みを見ろ丁と戊は丙会にするなよ、だからお前も丙会はできないと言うことだ」とのメモを書いた。

その後、被告人は、補助燃料やごみを燃やす際の着火燃料にするためのガソリンをペットボトルに入れて車庫内の流しの下に入れてあったことから、そのペットボトルのうち、500ミリリットル入りのもの4本を赤色ショルダーバッグに入れ、1500ミリリットル入りのもの4本を赤色ショルダーバックに入れると、下着をはき替え、これを他の汚れた下着とともに買い物袋に入れ、着火に用いるたともに買い物袋に入れ、着火に用いるため、方がまでは、前記ができ首にかけ、前記ビニール袋等を持って車庫に行くと、これらをは、前記ができ首にかけ、前記ビニール袋等を持って車庫に行くと、これら積上、前記が上、同年3月1日午前3時15分ころ、被告人方を出て、と、大力においてBとそのころ、A方においては、西側寝室においてBとそのころ、A方においては、西側寝室においてBとその孫の下がそれぞれ就寝していたが、Aは出漁中で不在であった。同日がでれずれば寝していたが、A方付近路上で自動車を降りると、前記が

同日午前3時30分ころ、被告人は、A方付近路上で自動車を降りると、前記バッグを首にかけて袈裟がけにし、前記ビニール袋とバール2本を持ち、A方敷地北側の出入口を経て勝手口に至り、バール2本を使って勝手戸をこじ開けると、前記ビニール袋に入れたガソリン入りのペットボトル6本を勝手場に置き、そのうちの1本を取り出し、前記バッグを首にかけた状態で、A夫婦の寝室を探し、西側寝室に向かった。

被告人が西側寝室の戸を開けると、頭を南側に向けて布団が2組敷かれていたので、A夫婦が寝ているものと思い、これらの布団にガソリンをかけて火を放ち、一家全員を皆殺しにするとともに同人方を焼損しようと決意した。

(罪となるべき事実)

的を遂げなかったものである。 (証拠の標目) <省略>

なお、被告人は、公判廷において、Bら5名を殺すつもりはなかったし、Bは、被告人の行為によって死亡したのではなく、丙会の指示を受けた医師に殺害されたなどと供述して、犯行の一部を否認しているが、関係各証拠によって認められる実、すなわち、前判示の犯行に至る経緯のとおり自殺の道連れにA夫婦を家族もとも殺害しようなどと考えたという本件犯行の動機、合計で約11リットルもガソリンと10個ものライターを準備・携行した上、午前3時30分ころという深で、一見して木造と分かるA方居宅で、就寝中のE及びBが使用する布団にガソリンを撤き、ライターで点火して火を放つとともに、火災に気付いて起き出したBらから、爆発的に燃焼するというガソリンの性質を知悉していたことからすれば、破告人にBら5名に対する確定的殺意があったことは明らかであるばかりか、医師

G作成の意見書(甲16),同人の司法警察員に対する供述調書(甲115),司法警察員作成の解剖立会報告書(甲17)等の関係各証拠によれば、Bが、被告人の判示行為によって全身熱傷等の傷害を負い、これによる多臓器不全によって死亡したことも明らかである。被告人の主張は、それ自体荒唐無稽で、何ら合理的根拠のないもので、およそ採用の限りではない。(法令の適用)

1 罰 条

現住建造物等放火の点 刑法108条

殺人の点

刑法199条

C, D, E及びFに対する各殺人未遂の点 いずれも刑法203条, 199条

2 観念的競合

刑法54条1項前段,10条(犯情の最も重い殺人罪の刑で処

断)

3 刑種の選択

死刑

4 訴訟費用の不負担

刑事訴訟法181条1項ただし書

(弁護人の主張に対する判断)

1 弁護人は、本件犯行当時、被告人は、妄想性障害(いわゆるパラノイア)に罹患しており、事理を弁識する能力に欠けるところはなかったものの、乙子の浮気や丙会の嫌がらせ等の妄想を抱いていたため、その弁識に従って行為する能力が著しく減退していたから、心神耗弱の状態にあった旨主張するので、この点について検討する。

2 関係各証拠によれば、本件犯行前後における被告人の精神状態、被告人の言動等に関し、前記「犯行に至る経緯」及び「罪となるべき事実」のほか、以下の事

実が認められる。

被告人は、犯行後、A方において、ペットボトルのガソリンを自らの頭にかぶり、焼身自殺をしようとしたが、あまりの熱さに耐えきれず、戸外に駆け出し、もう一度屋内に入ろうとしたが、熱さのため中に入ることができず、そのまま、髪や服がくすぶった状態で、呆然とA方勝手口付近に立ちつくしていたところ、近所に住むHやIがこれを認め、被告人を道路脇まで連れて行き、「こんなことやったら死刑だぞ。」などと問い詰めたところ、被告人は、「分かってる。死刑覚悟でやったんだ。」などと言い、その後、救急車が到着してBだこれに乗り込もうとして被告人のそばを通ろうとした際、同人に襲いかかろうとしてIらに取り押さえられた。

なお、本件犯行後、精神鑑定の際に実施された各種検査の結果、被告人の脳波は正常範囲内で、粗大な脳器質性障害は見られず、被告人の全検査知能指数は126であり、その知能水準は「すぐれている」に分類されることが判明した。

しかしながら,以上の事象に丙会が関与していたことをうかがわせるに足りる証拠は全く見当たらない上,被告人が指摘する事象の多くは,被告人自身のミスであったり,日常生活上,頻繁に起こり得るものであることからすると,以上の事象に

丙会が関与していたとの事実は認められず、いずれも被告人の思い込みにすぎないものといえる。なお、被告人自身も、これらの点につき、丙会の嫌がらせであると認めるだけの証拠はなかった旨繰り返し述べていることからすると、被告人は自らの主張の根拠が薄弱であることを自覚しながらも、自らの考えに固執しているものと認められる。

4 以上の事実を前提に、本件犯行当時の被告人の精神状態について、以下、検討する。

まず、被告人は、本件犯行に至る経緯、動機、犯行態様、犯行後の行動等について、おおむね前判示のとおりの内容を詳細かつ具体的に述べており、犯行前後の意識も清明で、記憶もよく保たれていると認められる上、その内容は他の客観的な証拠によって裏付けられている。また、前記3記載の被告人主張の各事実については、それらが丙会の嫌がらせであるとする点は別として、スプレーガンがなくなったことやプールの駐車場で駐車をめぐり他人とトラブルになったこと等の事実自体は、客観的な裏付けはないものの、被告人の供述内容が具体的かつ自然であり、その存在を疑わせるに足りる事情もないから、被告人が現実に体験、認識したものと認められるとともに、本件犯行当時、被告人が幻覚、幻聴を覚えていなかったことが認められる。

また、被告人は、本件犯行が及ぼす社会的影響までをも考慮して被害者を選択し、放火という犯行態様を決め、周到な準備をしていること、犯行の約1か月前には子供らの将来に対する配慮から、周到な内容の遺書を作成し、犯行当日にも、実母らに迷惑をかけることを考えて書き置きを残したり、自宅に汚れた下着を残すのをはばかってこれを投棄したりするなど、本件犯行当時も合理的な思考、活動をしていたことからすれば、本件犯行当時、被告人の人格に特段の破綻はなかったと認められる。

次に、被告人は、前記3記載のとおり、丙会から監視されるなど種々の嫌がらせ を受けていた旨供述している上、A夫婦は、被告人を丙会に引き込む目的で、乙子 が丙会員であることを隠したまま、被告人に結婚を勧めたのであり、その後、被告 人が度重なる勧誘にもかかわらず丙会員にならなかったことから、乙子が浮気をし たり、被告人の子供らを丙会に引き込もうとしているなどと考えるに至っているのであるが、被告人がこのような被害妄想ともいうべき考えに至った背景には、実父の影響もあって元来丙会に対して反感を抱いていたこと、結婚するまで乙子が丙会 員であることを知らされていなかったこと、結婚生活が始まると、Aが数日おきに被告人方を訪ねては丙会の教義を説くなどして入信を勧誘したこと、乙子が安産祈 願の御札を被告人に無断で捨ててしまったこと等の事情が認められ、一応、現実的な裏付けがあるというべきである。また、被告人は、昭和58年ころから乙子が浮 気してると確信しており、いわゆる嫉妬妄想を抱いていたと認められるが、これに ついても、同女がカンジタ膣炎に罹患したことを契機にそのような妄想を抱くよう になったという点で一応現実面において裏付けがあったというべきで ある。他方で、被告人の人格、思考が前記の被害妄想や嫉妬妄想に支配されていた とすれば、被告人としては、自己の信条を曲げてでも丙会に入会することも、ある いは逆に、早々に乙子と離婚して丙会員である同女やその親族と縁を切ることも十 分可能であったと考えられるが、被告人は、丙会へ入会することもなく、また、長 男が18歳になるまでは離婚しないとの考えから,子供のためを思って平成9年9 月まで乙子との結婚生活を継続していたとの事実が認められることに加え、嫉妬妄想を抱くようになった後も、平成8年ころまでは、この妄想に基づいて乙子に暴力 を振るうといったこともなかった上、離婚後の平成10年8月ころ、A方に行き、 Aに、長男の勉強を見てやりたいのに乙子に断られたとして、乙子へとりなしをし てくれるよう頼み、さらに、借金を申し込むなど、自ら、反感を抱いているはずの Aと話をしていることからすると、被告人が、些細な事象を取り上げて、これが丙 会による嫌がらせであるなどと考えたことは、訂正不能な誤った観念という意味で は一応妄想というべきものであるが、その妄想によって被告人の思考や行動が支配 されていたとは認められないから、本件犯行当時、被告人には、その 人格を支配するほど強度な妄想はなかったというべきである。

「このことに加え、被告人の元来の人格、特に、まじめで、物事を機械的に考え、 自らの考えに固執しがちな被告人の性格や信条からすれば、被告人自身がかねてか ら丙会に対して強い不快感や敵意を抱いていたことの投影として、丙会からの敵意 を感じ、嫌がらせを受けていると感じるようになることや、本件犯行は恨みに基づ く犯行であると被告人なりに正当化しようとして、被告人に不都合なことをことご とく丙会の嫌がらせであると主張するに至ることも、十分理解できるところである。

そうすると、被告人が、本件犯行に及んだのは、被害者らが被告人に嫌がらせ等 を行っているという妄想に支配されたことが原因であるとは認められない。

5 この点, 医師 J の鑑定書(甲139)及び第11回公判調書中の同証人の供 述部分によれば、同医師は、本件犯行当時の被告人の精神状態について、「従来診 断では、粘着一爆発性精神病質者であり、パラノイアである。その障害の程度であ るが、被告人は、父の影響もあり、小学校低学年から丙会に対して嫌悪感を有して 被告人に言わせれば、丙会員にだまされて、その親戚に当たる丙会員の女性 と結婚することになったのである。元妻に対する嫉妬妄想は、子供のために離婚したくなかったのに、妄想に基づく元妻への暴力から離婚することになったことから すると、被告人の生活を相当に支配しているのであり、中程度の重さにあったと考 えられる。一方,丙会に対する被害妄想は,被告人の元来の性格(物事を機械的に 見る傾向,被害感情を持続する傾向)と現実の状況(丙会員により元妻の信仰を隠 されて紹介され結婚したこと、自分の信条に反する信仰を勧められたこと)から了 解される部分が多く、妄想ではあるが、強い感情を伴った観念(優格観念)あるい は妄想様観念レベルである。すなわち、丙会が嫌がらせ、追跡・監視をする組織で あるという強い確信があるなら、自ら離婚して丙会員の多い親戚と縁 を切ることもあったと思われるが、被告人は、子供のため、子供が18歳になるまでは我慢しようと考え、自らの個人的信条から、丙会との縁切りは先に延ばしてい たのであるから、個人的信条を改変させ、生活を支配してしまうほどの強さをもった妄想があったとはいい難い。したがって、被告人の場合、丙会への被害妄想は、元来の信条・生活史から了解できる部分が多いし、本人の全生活を支配する程度に はなかったと考えられる。」とした上、鑑定主文として、「被告人は、妄想性人格障害並びに強迫性人格障害の傾向にあったが、36歳ころから、妄想性障害に陥っ ている。本件犯行は、元妻を対象としての嫉妬妄想と被告人本人が元々嫌悪する丙 会を対象とする被害妄想を基盤にして、元来の性格と自暴自棄的感情及び報復感情 の混合した状態でなされたものと考えられる。妄想といっても、元来の信条と現実 状況から了解される部分が大きく、その程度は重症とまでは言えない。したがっ て、被告人は、犯行当時、事理を弁識し弁識に従って行為する能力を障害されてい たが、その程度は著しいとまでは言えない。」としている。加えて、同医師は、被告人の被害妄想の程度について、「人格を持った人の経験を通して抱か 古人の被害妄想の程度について、「人格を持った人の経験を通して抱かれた考えと妄想を区別するのは困難であるが、全く了解し難いものを妄想とすると、被告人の場合はいささか了解し得る部分もある。被告人の本件犯行当時の行動を見ると、ある衝撃を受けて、即反応するのではなくて、行動にためがあり、遺書を書くなど様々な手続をしている。子供たちへ非常によく配慮しており、殺られるから殺っちゃうというのであれば、すぐ実行するであろうが、いったん段落をおいて、冷静にしていく部分があることからすると、妄想の影響は少ないと見ることができる。また、自分が被害を受けているという考えにありながらも、それにきているとばできなくなることはなく、社会がとる第一人にできているとなる。また、自分が被害を受けているという考えにありながらも、それできているという考えにありながらも、それできているといができなくなることはなく、社会がとることになる。 他の生活ができなくなることはなく、社交ダンス等の別の活動はきちんとできている。」旨供述し、さらに、被告人が、公判段階に至って、確定的な殺意や被告人の行為とBの死亡との間の因果関係を否認するに至った点につき、「医師がBを殺害 したと主張するという面で、妄想の程度は鑑定書を作成した平成12年9月当時よりも発展しているが、これは、自己防衛本能や拘禁反応によるものと考えることが でき、それらは健常な人の心理機制に近いものがあり、妄想性障害によってそのよ うな心理機制までは妨げられていないという意味で、障害の程度は軽い し、自己の社会的な立場や被告人個人の防御という面があり、自分が置かれている 現実を認識できている。」旨供述している。

以上のとおり、同医師の各種所見は、本件犯行当時、被告人は、妄想性障害の状態にあったものの、事理を弁識する能力に欠けるところはなく、これに基づいて行動する能力が十分あったとするもので、当裁判所の前記判断と整合するものである。

6 以上によれば、被告人は、本件犯行当時、妄想性障害の病態にあったと認められるものの、本件犯行自体は、妄想を動機として決意されたものではなく、前記のとおり了解可能な動機、経緯から敢行されたものであり、本件犯行当時、被告人は、事理を弁識し、これに従って自己の行動を制御する能力に欠けるところはないことはもちろん、このような能力が著しく減退した状態にもなかったことが認められる。

したがって、弁護人の主張は理由がない。 (量刑の事情)

1 事案の概要

本件は、元妻と離婚し、家庭が崩壊せざるを得なくなったのは、同女が丙会員であることを隠して見合いを勧め、仲人にもなったA夫婦の責任であるなどと考えた被告人が、同人方に放火して一家全員を殺害した上で自殺することを企て、深夜、同人方において、就寝中の被害者らの布団等にガソリンをかけるなどして火をつけ、さらに、被害者らにガソリンを浴びせかけるなどし、よって、同人方を全焼させるとともに、被害者Bを殺害したほか、他の被害者のうち3名に重篤な傷害を負わせたにとどまり、殺害に至らなかった現住建造物等放火、殺人、殺人未遂の事案である。

2 犯行の動機,経緯について

達しようとしたもので、言語道というにいる。 そもそも、被害者Bは被告人を方ともなければ、Aが被告人をぎした期間も昭和52年12月ころから、翌年夏ころまでという短期間にて会談を出ているの方法も言葉による説得の域を出てともあって、A共婦との行き来はというの親族との付き合いを告人がA大き場との行き来は当るでした。 ある乙子の親族との付き合いを告人がA大き場にでして、A大婦というのは単なるはなかったのであるから、被告人と乙子とのが破にしたの方のははなるがかりでしかなく、同方というであるがのでしたのであるがありでしたのであるがありでしたのであるから、被告人とことにあるがしたのであるから、は自らの意思にはのようであるから、でしたはは、全くな方とはは、A大婦には一方のは、全くな方とはであるがでしたのでした。まして、A大婦には、A大婦にであるから、でしたは、「を大きについて、A大婦には、「大きないのでしたのでした。」としての活動をしておらず、「C、E及びFに至っては、下の会員としてのは、全くな方にないる、大きには、「大きないるは、大きないるというであるがない。ましてはいるは、大きないるは、大きないるというを表している。というをあるとも劣らないものというである。

3 計画性等について

被告人は、犯行を決意すると、合計で約11リットルのペットボトル入りガソリンをショルダーバッグやビニール袋に入れ、点火用のライター10個や、被害者方に入る際に用いるバール等を準備した上で本件犯行を敢行しているところ、板金工としての経験から、ガソリンが揮発性が高く空気と混合すると爆発的に燃焼する危険性の高いものであることを熟知しながら、あえて、これを用いて放火殺人を敢行する旨企てたこと、携行したガソリンの量も非常に多い上、着火不良に備えて多数のライターを携行していること、人が寝静まっている深夜をねらって敢行していること、被害者らが起き出してくれば直接ガソリンを浴びせかけようと考えていたこと等に照らすと、本件は、強固な確定的殺意に基づく、周到に準備された計画的犯行である。

4 犯行態様について

被告人は、午前3時30分ころ、被害者方の西側寝室で就寝中のBとEを認めるや、被害者らに気付かれないようにその足下付近にしゃがみ込んで、その掛け布団

以上のとおり、本件犯行の態様は、被害者らが無防備となる就寝中をねらった卑劣極まりないものである上、爆発的に燃焼するガソリンを用いて被害者らを生きたまま焼き殺そうとして家屋内に火を放ったという極めて冷酷、非情かつ残忍なものであるばかりか、被告人は、火災に気付いて起き出したB、Cの背後から、同人らの体に直接ガソリンを浴びせかけ、Dに対しては、目の前からその左肩等にガソリンを浴びせかけるなど、人を人とも思わない残虐な殺害行為を執ように繰り返して必るのであるから、本件は、まれに見る残虐非道な犯行というほかない。しかも、であるであるから、本件は、まれに見る残虐非道な犯行というほかない。しかも、そのであられず、A夫婦殺害の巻き添えにしようとしたに過ぎないにもかかわらず、はいるのとおり、同人らの体に直接ガソリンを浴びせかけるなどして殺害しようとしており、その行為には人間性の片鱗すら見出すことができない。

5 結果の重大性について

被告人は、Bを全身熱傷による多臓器不全により死亡させ、Cに全治不明の傷害を、D及びEに加療約6か月間を要する傷害をそれぞれ負わせ、さらに、被害者ら6名が現に住居として使用し、かつ、被害者5名が現在する居宅を全焼させるに至ったのであるから、本件犯行の結果が極めて重大であることはいうまでもない。深夜、自宅において就寝中、布団にガソリンをかけられて火をつけられ、あるいは体に直接ガソリンを浴びせかけられるなどして一家全員が皆殺しにされそうになった被害者らが受けた恐怖・驚がくは計り知れない。

Bは、就寝中、掛け布団にガソリンをかけられて火をつけられ、これに気付いて起き上がり、叫び声を上げていたところ、さらに、背後から、その身体にガソリンを浴びせかけられ、気化したガソリンが爆発的に燃焼する炎の中で生きながら焼かれたものであり、その肉体的苦痛は、自殺を決意してガソリンをかぶった被告人自身が、これに引火するやあまりの熱さに耐えきれなかった旨供述しているとおり、常人の想像を絶するものであるばかりか、その後約1か月もの間、麻酔下で意識の戻らないまま治療を余儀なくされた挙げ句、理不尽にも、姪の元夫である被告人の手によって、その貴い生命を絶たれなければならなかったのであるから、同人が受けた衝撃、恐怖・驚がくは筆舌に尽くし難く、その無念は察するに余りある。

手によって、その貴い生命を絶たれなければならなかったのであるから、同人が受けた衝撃、恐怖・驚がくは筆舌に尽くし難く、その無念は察するに余りある。 Cは、就寝中、物音で目を覚まし、火災を認めて消火器を取るため勝手場に行き、居間に入って消火器を操作していたところ、突然、背後からガソリンを浴びせかけられ、一瞬のうちに体全体が炎で包まれる状態となり、事態を把握しきれないまま戸外に出て、水をかぶり、着衣を脱ぐなどして懸命に消火したものの、全体表面積の約40パーセントの熱傷という重篤な傷害を負わされ、約1か月もの間、麻酔下での治療を余儀なくされたばかりか、治療を担当した医師が生存率20パーセントであったと述べるとおり、死亡する危険性が極めて高い状態に陥り、医師の献 身的な治療と度重なる植皮手術の結果、奇跡的に一命はとりとめたものの、その傷は全治することはなく、現在でも瘢痕の拘縮や、首や手指の可動領域が制限される などの重大な後遺症に苦しんでいる上、長期間の入院治療のために休職を余儀なく されるなど、その生活全般にわたって重大な損失を被り、その影響は極めて深刻で Dは、119番通報をしながら消火器を取るため勝手場に行った際に被告 人と鉢合わせになり、正面から左肩付近にガソリンを浴びせかけられ、燃え上がる 炎に包まれて恐怖の余り叫び声を上げながら逃げ、着衣を脱ぐなどして 火を消すなどしたため殺害されずにすんだものの,加療約6か月間を要する判示の 重篤な傷害を負わされており、同傷害により日常生活にも多大な支障を来すに至っ ている。Eも,就寝中にその布団に火をつけられた上,BやCを助けようとして, 手でその火を振り払ったこともあって、加療約6か月間を要する重篤な傷害を負わ されたばかりか、その顔面、手指等には色素脱失等、目視可能な熱傷の跡が残って おり、単に加療期間のみでは評価し尽くすことのできない重大な結果を残してい る。

また,生き残ったCら4名は,突然理由も分からないまま殺害されかけただけで はなく、敬愛する母であり、祖母であるBを失うとともに、その生活の拠点や形見 となるべき品々をも同時に失ってしまったのであり、被害者らの被った苦痛、無念 の情は察するに余りある。Dには、本件以降、しばしば家が燃えたり、殺害された りする夢を見るなどの症状が見られ、その精神的苦痛は極めて重大であるととも に、いまだそれが軽快するに至っていない状況にある。また、本件当時、わずか1 1歳であったFや13歳であったEが、本件犯行により受けた衝撃は誠に大きく、 同人らの精神状態、更には将来に及ぼす影響が重大であることは想像に難くない。

放火の点について

現住建造物等放火の点について見ると,爆発的に燃焼するガソリン約750ミリ リットルを, 現に人が就寝している布団にかけ, ライターで点火して火を放ち, さ らに、別室において、畳の上にガソリンを撒いて同様に火を放つなどして、これら の火を容易に燃焼する木造家屋に燃え移らせたというもので、極めて危険かつ執よ うなもので、悪質極まりない。本件犯行当時、本件家屋内には5名が就寝していた ばかりか、本件家屋は住宅街に位置し、その北東側には、道路をはさんで約14. 4メートルの距離に木造家屋が、北側には、道路をはさんで約20.7メートルの 距離に木造家屋が、北西側には、約6.6メートルの距離に鉄骨造スレート葺の工 場があるなど、他の家屋等への延焼の危険性も高かったと認められる。また、本件 により、床面積約163.68平方メートルの被害家屋を全焼させており、財産的 被害は甚大であるばかりか、被害者らの生活の拠点である居宅を失わせ、約500 0万円もの費用を投じて取り壊しの上新築することを余儀なくさせているのであ り、その結果は誠に重大である。

7 被害感情,社会的影響等について 被害者らの処罰感情が峻烈であることは,前記のとおりの犯行の態様,結果等からすれば当然であるが,特に,Aは,長年苦楽を共にしてきた最愛の妻を前記の理 不尽な理由から極めて残忍な方法により殺害されたばかりか、子や孫までもが殺害 されそうになった上、それまでの人生の結晶ともいうべき本件居宅を思い出の品々 とともに失うに至ったのであるから、Aの被告人に対する怒り・恨みが言葉では言 い表せないほど峻烈であることは明らかである。それにもかかわらず、被告人は、公判廷において、申し訳ないなどと述べて反省しているかのような態度を取ることがあるものの、被害者らが傍聴している公判廷において、被害者らの心情を逆なでするかのごとく、何ら合理的な根拠のないまま、Bは治療に当たった医師が殺害した。 たなどと述べ、あるいは、自己の被害者らに対する恨みが正当なものであるとの考 えを声高に主張し続けるなど、真摯な反省の態度を見せないのであるから、前記の反省の弁は見せかけのものにすぎないというほかなく、被害者らが、皆、被告人に 対する極刑を望み、それ以外の刑は考えられない旨述べるのも当然といわなければ ならない。

また、住宅街において、深夜、逆恨みからガソリンを使って仲人方に放火して、 家全員を皆殺しにしようとし、実際に1名を殺害したという本件犯行が、近隣社 会に与えた不安は大きく、その社会的影響も軽視できない。自己中心的かつ身勝手 な理由から、あるいは自己の正当性に固執するあまり、何ら落ち度のない他者の生 命等をいとも簡単に侵害する凶悪犯罪が頻発する近時の社会情勢に照らすと, 予防の見地からも、かかる理不尽な動機、経緯に基づく本件のような凶悪犯罪に対 しては、厳しい態度で臨む必要がある。

8 犯行後の行動等について

被告人は、本件犯行の社会的影響を考慮し、本件のような凶悪な犯行を行うについては相当の理由があったのであろうとして、周囲から被告人に同情が寄せられることを等を期待して、本件犯行直後に、自らもガソリンをかぶって焼身自殺を試みている上、Bが歩いて救急車へ乗り込もうとするのを認めるや、襲いかかろうとして近隣住民に取り押さえられるなどしており、犯行後の行動も、極めて悪質である。

そして、被告人は、公判廷において、自己の行為を真摯に反省悔悟する態度を見せることも、被害者らに対し心からのお詫びの言葉を述べることもなく、不合理な弁解や自己正当化に終始しているのであり、それが改まる可能性は乏しいことからすると、今後も被害者らに対する慰謝に努めることはおよそ期待できない。これらが妄想性障害や拘禁反応に基づくものであるとしても、その妄想は被告人自身の元来の性格に由来するものであって、同情の余地はなく、被告人の反省の念の乏しさを示しているものというべきである。

9 刑種の検討

以上のとおり、被告人が何の落ち度もない被害者1名の貴い生命を奪っていること、殺人未遂の被害者のうち3名に対して重篤な傷害を負わせていること、被害者のうち3名に対して重篤な傷害を負わせていること、被害者の危険を生じさせていることと、本件犯行に至る経緯、犯行の動機に何ら酌むべき事情がないとと、一家全員を皆殺したとした殺害行の動機に何ら酌な害者らに直接ガソリンをがは悪惑情が破別であることを害の事情がないがあることがであることがである。とのである。とのである。とのである。とのである。本件のような役人等ののとおいないには、犯行の罪質、動機、態様殊に殺害がしている。本件のようなとに対しておいては、犯行の罪質、動機、態様殊被害を情、その罪責が誠に重している。もとれた被害者の物に、といるといる。もとれた被害者の情状を併せ考察したもを引まないます。もとれた被害者が1名の事案に行われるべきことは当然であるが、殺害された被害者が1名の事案においることは当然であるが、殺害された被害者が1名の事案においても、前記諸般の情状を考慮して、極刑がやむを得ないと認められる場合があることはいうまであるが、そこで、以下、被告人のために斟酌すべき事情を中心に、死刑の選択の是非について検討する。

い。 次に、被告人は、不動産を売却して得た金員から被害者らに約1500万円を提供しており、一応被害の弁償が一部なされているとみることができるものの、その金額は、本件犯行による被害の甚大さに比ぶべくもなく、その経緯も被告人の実兄が主導したものであって、被告人が真摯に本件犯行を反省した結果、その償いの一部として進んで提供したものでもないのであり、これを被告人に有利な事情として斟酌する際にも、自ずと限度があるといわざるを得ない。

また、被告人には、業務上過失傷害罪による罰金前科と窃盗罪による執行猶予付きの懲役前科が各1犯あるだけで、凶悪、重大犯罪の前科はなく、乙子に暴力を振るったほかには粗暴な言動があったことも証拠上認められないことから、その矯正

可能性に期待することも一応考えられるのであるが、前記のとおり、被告人は、現在、妄想性障害の病態にあり、妄想性障害は、本人に対して圧力が加われば、それに抗して妄想が作られるため、改善の見込みは乏しいと認められ、そうすると、被 告人が、将来社会復帰して更生する可能性は極めて乏しいといわざるを得ず、些事 にこだわり、被害妄想を発展させ、具体的な根拠もないまま他者に対する恨みを抱 くなどして、更なる同種犯行に及ぶ危険性も相当程度あるというべきである。

てなどして、更なる同種犯行に及ぶ危険性も相当程度あるどいりへきである。 その他、幸い、4名に対する殺人は未遂に終わっていること、火災は延焼することなく消火されたこと、被告人は、捜査段階では一貫して、公判に至っても、当初は、事実関係をおおむね認めていたこと、被告人自身、本件直後に自殺しようとして重度の熱傷を負い、体調が万全ではないこと等、証拠上認められる一切の事情を考慮したが、被告人に対して、極刑の選択を否定すべき事情は見当たらない。 そうすると、被告人に有利な事情を十分に斟酌し、前記犯行の罪質、動機、態様、結果、被害感情等すべての事情を総合考慮すると、被告人の刑責は誠に重大であって、罪刑の均衡の見地からも一般予防の見地からも、被告人に対しては、死刑をなるてでないた判断した。

をもって臨むほかないと判断した。

よって、主文のとおり判決する。

平成14年3月4日 水戸地方裁判所刑事部

> 裁判長裁判官 鈴 木 秀 行 裁判官 下 津 健 司 裁判官 野 浩 郎 H